

登別市地域防災計画

資料編【条例関係】

資料編【条例関係】

目次

1. 登別市防災会議条例	1
2. 登別市防災会議運営規程	4
3. 登別市災害対策本部条例	6
4. 登別市防災協力員設置要綱	7
5. 登別市防災協力員無線基地局設置要綱	8
6. 登別市防災行政用無線局運用管理規程	1 3
7. 登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱	1 8
8. 登別市防災基本条例	2 8
9. 登別市罹災証明書等交付要綱	3 3
10. 登別市国民保護協議会条例	4 3
11. 登別市国民保護協議会運営規程	4 4
12. 登別市国民保護対策本部及び登別市緊急対処事態対策本部条例	4 6

○登別市防災会議条例

昭和37年12月19日

条例第29号

注 平成21年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基き、登別市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 登別市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(平25条例16・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 北海道企業局の職員のうちから市長が任命する者
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 教育長
 - (9) 消防長及び消防団長
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認め、任命する者

6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第6号、第10号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は再任されることができる。

(平21条例3・平25条例16・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験の者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(登別市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

登別市特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「登別市青少年問題協議会の委員」の次に「登別市防災会議の委員(国家公務員及び地方公務員を除く)」を加える。

(登別市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

登別市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「登別市青少年問題協議会の委員」の次に「登別市防災会議の委員」を加える。

附 則(昭和38年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年2月1日から適用する。

附 則(昭和39年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第5号)

この条例は、平成3年9月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

○登別市防災会議運営規程

昭和57年3月29日

防災会議規程第4号

(目的)

第1条 登別市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第286号)及び登別市防災会議条例(昭和37年条例第29号)に定めがあるもののほかこの規程の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議会長(以下「会長」という。)に事故あるときの会長の職務代理者は、防災会議委員(以下「委員」という。)である登別市副市長をもって充てる。

(会議)

第3条 防災会議は会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。
- 3 防災会議招集の通知には会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

(議事)

第5条 防災会議は委員(代理者を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が会議にはかつて定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

附 則(平成4年防災会議規程第1号)

この規程は、議決の日から施行する。

附 則(平成19年防災会議規程第1号)

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の登別市防災会議運営規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

○登別市災害対策本部条例

昭和38年9月25日

条例第23号

注 平成24年9月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、登別市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例12・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

登別市防災協力員設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町内会その他公的団体（以下「町内会等」という。）に防災協力員を設置することにより、登別市防災計画に基づく防災活動の推進強化を図り、もって災害の未然防止と地域住民の自衛意識の高揚に資することを目的とする。

（設置）

第2条 防災協力員は、地域の地理に明るい当該地域内の者のうちから市長が委嘱する。

2 防災協力員は、非常勤とし、その数は当該地域の実情にそくした人員とする。

（職務）

第3条 防災協力員は、気象情報等に十分注意し、地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、その状況を速やかに市長に通報しなければならない。

2 前項の場合、防災協力員は、市長の要請に応じて、次に掲げる事項に協力するものとする。

（1）予想される災害危険箇所等の点検

（2）地域住民に対する災害危険箇所等の状況、避難場所、避難経路等の周知

（任期）

第4条 防災協力員の任期は、2年とする。ただし、後任者が決定するまでは、引き続きその職務を行なう。

（報酬等）

第5条 防災協力員には、予算の範囲内で報酬等を支給する。

（災害補償）

第6条 防災協力員の公務上の災害に対する補償については、登別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第19号）を適用する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和52年訓令第3号）

この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

登別市防災協力員無線基地局設置要綱

（目的）

第1条 アマチュア無線の無線通信による災害情報の収集及び伝達並びに通信訓練等のため、防災協力員等が基地局として使用する登別市防災協力員無線基地局（以下「基地局」という。）を設置する。

（電波法上の手続等）

第2条 基地局の電波法上の手続については、社団法人日本アマチュア無線連盟登別オロフレクラブ（以下「オロフレクラブ」という。）の社団局とし、これに関連する事項についてはオロフレクラブと協定する。

（使用範囲）

第3条 基地局の使用範囲は、次のとおりとする。

- （1）災害時等の無線通信連絡網の確保
- （2）防災訓練（非常通信訓練、総合訓練、その他訓練）
- （3）その他通信技術的研究等

（使用者）

第4条 基地局の使用者は、次のとおりとする。

- （1）防災協力員
- （2）オロフレクラブの会員

（通信方法）

第5条 基地局の通信方法は、次のとおりとする。

- （1）非常の場合は、「JARL（社団法人日本アマチュア無線連盟）の非常通信に関する規定」に基づき通信する。
- （2）非常以外の場合は、通常のアマチュア局の通信をする。

（使用方法）

第6条 第3条第3号で使用するときは、オロフレクラブは事前に市長へ申請（様式1）をし許可（様式2）を受けるものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、庁舎の保全管理上必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。

3 基地局を使用したときは、基地局使用簿（様式3）及び無線業務日誌（ログ）に所定の事項を記入する。

（保管等）

第7条 基地局の保管責任者は、防災担当グループ総括主幹とする。使用者は基地局の異常を発見したときすみやかに保管責任者へ通知しなければならない。

附 則（昭和56年訓令第14号）

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第24号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年7月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の訓令の規定により作成された様式の用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用することができる。

様式 1 (第 6 条関係)

登別市防災協力員無線基地局使用申請書

年 月 日

登別市長 様

社団法人日本アマチュア無線
連盟登別オロフレクラブ会長

下記のとおり使用したいので申請します。

使 用 目 的				
使 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から			
	年 月 日 午 前 時 分まで			
参 集 人 員	人			
使用責任者	住 所		氏 名	(TEL)
備 考				

様式2（第6条関係）

登別市防災協力員無線基地局使用許可書

年 月 日

社団法人日本アマチュア無線
連盟登別オロフレクラブ会長 様

登別市長 印

下記のとおり使用を許可する。

使 用 目 的				
使 用 日 時	年 月 日 午 前後 時 分から 年 月 日 午 前後 時 分まで			
参 集 人 員	人			
使用責任者	住 所		氏 名	(TEL)
許 可 条 件				

様式3 (第6条関係)

防 災 協 力 員 無 線 基 地 局 使 用 簿

[illegible]

※ 使用目的は該当欄に○印を記入する。

○登別市防災行政用無線局運用管理規程

昭和57年12月24日

規程第11号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規程は、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、防災行政用無線局の適正かつ能率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 管理責任者

無線局の管理及び運用上の責任者であって、市長から任命されたものをいう。

(2) 無線局管理責任者

管理責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運用にあたる責任者をいう。

(3) 通信取扱者

無線局の通信を取扱う者であって、無線従事者以外のものをいう。

(4) 通信統制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の任務)

第3条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取扱い、災害時等においては、災害対策基本法に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取扱うことを任務とする。

(無線局の管理部グループ)

第4条 無線局を管理する部グループは、総務部総務グループとする。

(平17規程1・一部改正)

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総務部長とする。

2 管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について無線局管理責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第6条 無線局管理責任者は総務部総務グループ総括主幹とする。

2 無線局管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。

(平17規程1・平21規程2・一部改正)

(無線従事者)

第7条 無線従事者は、無線局管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに無線局の通信業務にあたる。

(無線従事者の配置)

第9条 管理責任者は、無線局の運用形態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信系統)

第10条 通信系統は別図のとおりとする。

(通信の種類)

第11条 通信は、防災通信(災害発生時等において、防災、応急救助、災害復旧等のために行なう通信をいう。以下同じ。)、平常通信(一般行政事務のために行なう通信をいう。)
及び訓練通信(非常災害時における通信の円滑な実施を確保するために必要な訓練のために行なう通信をいう。)とする。

第12条 通信統制は、次号に定めるところにより実施する。

(1) 実施責任者は、管理責任者とする。

(2) 管理責任者が職務を行うことができないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。

(3) 管理責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。

(非常災害時における通信体制)

第13条 管理責任者は、次の各号の1に該当するときは、直ちに無線局管理責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

(1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。

2 無線局管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。

- 3 管理責任者は、第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配備することができるものとする。

(予備電源)

第14条 予備電源(同報通信方式の場合の受信設備を含む。)は次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 無線設備を連続して、3時間以上安定に動作させることができるものであること。
- (2) 操作が簡単であること。

(通信訓練)

第15条 管理責任者は、少なくとも毎年1回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

- 2 訓練は特に次の各号に重点を置くものとする。

- (1) 通信統制訓練
- (2) 移動系による孤立集落からの情報伝達訓練

(職員の研修)

第16条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(備付書類の管理)

第17条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

(無線業務日誌の抄録の提出)

第18条 管理責任者は、電波法施行規則第41条の規定による無線業務日誌の抄録を、毎年1月に北海道総合通信局長に提出するための手続きをとらなければならない。

(無線従事者選(解)任届の提出)

第19条 管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規定により、速やかに無線従事者選(解)任届を、北海道総合通信局長に提出するための手続きをとらなければならない。

(無線設備の点検及び整備)

第20条 管理責任者は、無線設備について、毎年2回以上、定期的に点検を行ない、その機能を確認しておかななければならない。

(その他)

第21条 市長は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則(昭和58年規程第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和58年7月20日から適用する。

附 則(昭和62年規程第6号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和62年8月1日から適用する。

附 則(平成元年規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成12年規程第4号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第2号)

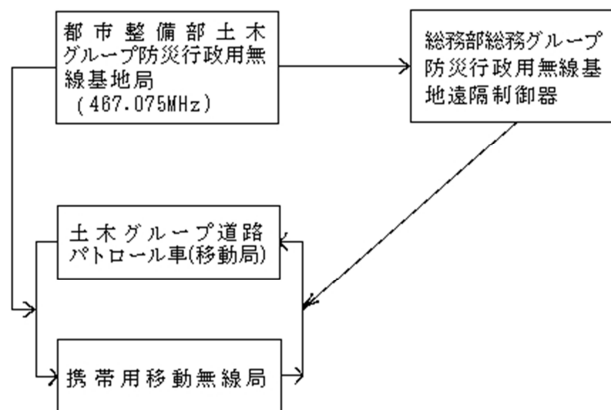
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別図(第10条関係)

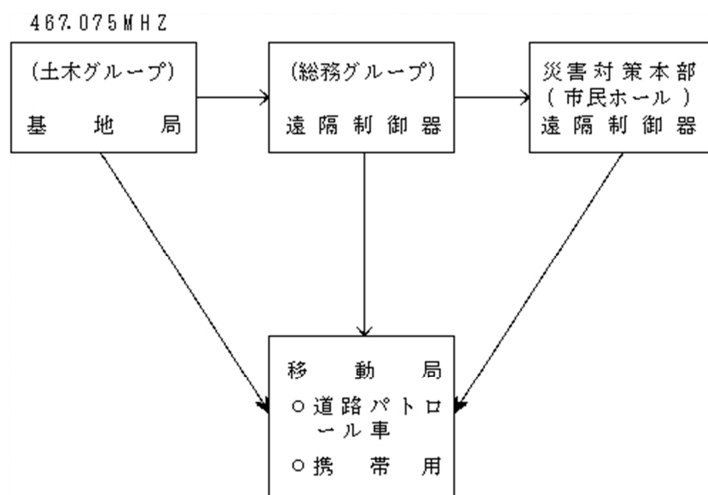
(平17規程1・全改、平21規程2・一部改正)

通信系統図

1 通常時



2 災害時



登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱

平成 9 年 2 月 7 日

訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地域における自主防災意識の高揚を図り、防災活動を積極的に推進するため、自主防災組織における防災活動に要する資材及び機材(以下「資機材」という。)の購入整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において自主防災組織とは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 町内会、町会、自治会又はこれらの連合組織(以下「町内会等」という。)が、自主的な防災活動を行うために組織した団体
- (2) 町内会等が、その規約等において自主的な防災活動を行うことを規定している場合又は町内会等の事業実施計画において防災訓練その他防災に関する活動を行うことを定めている場合における当該町内会等
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、地域の住民が中心となって自主的な防災活動を行うために組織した団体で市長が認めたもの

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象となる資機材は、別表第 1 のとおりとし、当該資機材を整備する場合の購入整備に要する経費を補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助対象組織及び補助金の交付額)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる自主防災組織は、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織とし、その補助金の交付額は当該各号に定める額(当該交付金額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする。ただし、当該補助金の交付額は、別表第 2 に掲げる当該補助金の交付を受ける自主防災組織を構成する世帯数に応じた金額を上限とする。

- (1) 新たに設立された自主防災組織 補助対象経費の合計額の全額
- (2) 自主防災組織結成後、補助金の交付を受けたことがない自主防災組織 補助対象経費の合計額の全額
- (3) 前 2 号の規定により補助金の交付を受けた自主防災組織(以下「新規自主防災組織」という。)であって、当該補助金の交付を受けた日から起算して 10 年が経過した自主防災組織 補助対象経費の合計額の 3 分の 2 に相当する額
- (4) 新規自主防災組織の構成員又は構成団体の一部が、当該補助金の交付の日(以下この号において「補助金交付日」という。)から起算して 10 年経過前に新たに設立した自主防災組織であって、補助金交付日から起算して 10 年が経過した自主防災組織 補助対象経費の合計額の 3 分の 2 に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、当該必要と認める自

主防災組織に対し、補助金を交付することができる。この場合において、当該自主防災組織に交付する補助金の額は、市長が別に定める。

- 3 自主防災組織の加入世帯数の算定において、自主防災組織の構成員又は構成団体が、複数の自主防災組織に加入している場合にあっては、当該加入している複数の自主防災組織のうちいずれか1つの組織に加入しているものとみなす。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、補助金交付申請書(別記様式第1号)及び資機材を活用した訓練計画を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請がなされた自主防災組織に対して、交付決定通知書(別記様式第2号)により交付決定の通知をするものとする。

(事業実績の報告)

第7条 前条の規定に基づき、交付決定の通知を受けた自主防災組織は、当該補助事業が終了後30日以内に、事業報告書(別記様式第3号)に必要な書類を添付のうえ、市長に提出するものとする。

(補助金交付確定通知書)

第8条 市長は、前条の規定による事業報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、交付額確定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(防災用資機材の維持管理)

第9条 自主防災組織は、支給された防災用資機材を防災用資機材管理台帳(別記様式5号)により管理し、保守点検に努めなければならない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 元年 8 月 30 日から施行する。

附 則 (令和 3 年訓令第 24 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の訓令の規定により作成された様

式の用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用することができる。

附 則

この訓令は、令和 5 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助の対象

1 自主防災組織が備蓄する防災資機材の購入

区分	品名
情報収集伝達用具	ラジオ、トランシーバー、メガホン、車載用アンプ・スピーカー
消火用具	消火器、三角バケツ、消火用バケツ
救出用具	片刃ノコギリ、マサカリ、チェーンソー、ナタ、一輪車、小型発電機、ジャッキ、スコップ、バール、ハシゴ、ソリ、カケヤ、大ハンマー、ツルハシ、救命ロープ、ハンディライト、ヘルメット、投光器
救護・避難用具	担架、リヤカー、車いす、救急セット、テント、天幕、防水シート、避難誘導旗、安全誘導灯、簡易ベッド、ストーブ
給食・給水用具	炊飯器、鍋、カセットガスコンロ、給水用ポリ容器(10ℓ)
防災資機材保管庫	物置等

2 その他、市長が特に必要と認めたものの購入

別表第2(第4条関係)

補助金の額

加入世帯 数	10～ 99	100～ 249	250～ 399	400～ 899	900～ 1,499	1,500～ 2,199	2,200～
金額	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円

別記様式第1号(第5条関係)

登別市防災資機材購入整備費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所 登別市 町 丁目 番地
 団 体 名
 代 表 者
 職 氏 名
 電話番号

登別市防災資機材購入整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額申請額 _____ 円

2 組織の加入世帯数 _____ 世帯

3 事業計画書

補助対象区分	品 名	数量	単 価	金 額	補 助 額

4 資機材の保管場所

5 添付書類(写し)

資機材購入見積書、自主防災組織の規約等

別記様式第2号(第6条関係)

登総第 号
年 月 日

(住 所)
(申請者) 様

登別市長

登別市防災資機材購入整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市防災資機材購入整備費補助金に対し、
年度において 円を補助します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

記

- 1 この補助金は、市長の承認を受けないで本目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。ただし、補助金の全額に相当する額を市に納付した場合又は補助事業に係る補助金の全額に相当する額を市に納付した場合又は補助事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
- 2 申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- 3 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しておかなければなりません。
- 4 事業終了後30日以内に、事業報告書及び必要な書類を提出しなければなりません。
事業報告書等の提出後、その内容をもとに、購入整備した防災資機材の配備状況を確認します。
- 5 この交付決定書により、補助金を請求するときは、本書の写しを添付してください。
- 6 前記の条件に違反した場合は、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しにかかる部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

別記様式第3号(第7条関係)

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所 登別市 町 丁目 番地
 団体名
 代表者
 職氏名
 電話番号

事業報告書

年 月 日付け登 第 号により、補助金交付決定の通知を受けた登別市防災資機材購入整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 事業実施内容

補助対象区分	購入整備品名	数量	単 価	金 額	補 助 額

3 資機材の保管場所

4 添付書類(写し)

資機材購入に伴う領収書、自主防災組織の規約等

別記様式第4号(第8条関係)

第 〇 号
年 月 日

様

登別市長

登別市防災資機材購入整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで、貴自主防災組織から提出された事業報告書により、登別市防災資機材購入整備費補助金が、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円

別記様式第5号(第9条関係)

防 災 用 資 機 材 管 理 台 帳

自主防災組織名 _____

No.	防災用資機材	数量	取得年月日	保管場所	点検日	点検日	点検日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
点検者名							

○登別市防災基本条例

令和3年9月10日

条例第22号

平成30年9月の北海道胆振東部地震をはじめとする大規模な地震や、近年全国的に頻発する風水害などの自然災害が年々その勢力を増大させていることにより、私たちは災害の恐ろしさと防災の重要性を改めて認識しているところである。

いつ私たちが襲うかも知れない災害から、生命・暮らし・まちを私たち自らの手で守るために、これまでも、町内会や社会福祉協議会等の協力を得て、行政としても取り組みを進めてきたところであるが、今後とも、全ての人たちが防災に対する認識を再確認し、それぞれの責務を自覚するとともに力を合わせて安全なまちを築いていかなければならない。

そのためには、災害を正しくおそれ、防災を我がことと意識して、自らのことは自らが守るという自助、地域社会全体で地域を守るという共助、行政が市民の安全を確保するという公助の役割を念頭に、予防施策から応急対応、復興対策に至るまでを一連の総合的な防災対策として捉え、地域防災の充実及び強化に努めていくことが大切である。

ここに、この登別市を、自立と助け合いの精神に支えられ、全ての人が安全に本市で暮らし、又は安全に本市を訪れることができるよう災害に強いまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、災害から住民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な基本理念を定め、市民、事業者、市及び議会の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害に強いまちづくりを推進し、もって全ての人が安全に本市で暮らし、又は安全に本市を訪れることができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 市民等 市民、市内に通勤又は通学する者及び市内において市民の組織する団体をいう。

- (3) 事業者 市内において事業経営を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) ボランティア等 災害発生時又は発生後に、市内の被災地において復旧活動や復興活動を自発的に行う個人及び団体をいう。
- (5) 国等 国、北海道及びその他の地方公共団体をいう。
- (6) 観光客等 観光その他の目的で本市を訪れる者をいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時において特に配慮を必要とする者をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び事業者は、自らの安全を自らが守り、身近な地域において助け合いの精神を尊重し、全ての人が本市で安全に暮らし、又は安全に本市を訪れることができるよう努めなければならない。

2 市民、事業者、市及び議会は、地域の安全を確保する上で地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むよう努めなければならない。

3 市民、事業者、市及び議会は、防災に関する知識を習得し、行動力を高めるとともに助け合いの精神の下、災害に備えるよう努めなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により設置された登別市防災会議は、市の地域防災計画を策定し、及びその実施を推進するに当たっては、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)を尊重しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常的に防災に対する意識を高めるとともに、自ら災害に備えるため、平常時から防災に関する情報の収集、食料の備蓄その他の災害対応に必要な事項を行うよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害に備える措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、実施するとともに、これらに関し明らかにする責務を有する。

- 2 市は、前項に規定する施策を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴き、必要に応じ、施策に反映させなければならない。
- 3 市は、市職員が災害発生時に適切に対応できるよう、研修等を実施し、防災に関する知識及び技術の向上を促進しなければならない。
- 4 市は、常に災害に備え、防災のために必要な情報を収集するとともに、収集した情報の伝達方法を確保しなければならない。
- 5 市は、災害時において、災害危険情報等防災に関する情報の提供並びに市民及び事業者と情報を共有するよう図らなければならない。

(議会の責務)

第8条 議会は、基本理念にのっとり、平常時から地域の特性を勘案した防災に関する調査及び研究を行い、市の防災対策への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

- 2 議会は、災害時においては、登別市議会業務継続計画に基づき迅速かつ適切に対応しなければならない。

(市民等及び事業者等との連携)

第9条 市は、必要に応じ、市民等及び事業者等と災害時の業務に関する協定を結び、連携に努めるものとする。

(市民等、事業者及びボランティア等に対する支援)

第10条 市は、地域住民による自主的な防災組織の充実が図られるよう、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

- 2 市は、市民等、事業者及びボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、支援及び協力を行うものとする。

(防災に関する意識の高揚等)

第11条 市は、市民に対し、防災に関する意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 市は、防災に関する活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的、かつ、継続的に行うよう努めなければならない。

(まちの安全点検と災害予防等)

第12条 市民及び事業者は、自らまちの安全を点検するとともに、災害を予防し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震性及び耐火性の確保その他の災害による被害の防止又は軽減に寄与する取り組みの推進に努めなければならない。

（要配慮者及び観光客等への配慮）

第13条 市民及び事業者は、地域において、要配慮者及び観光客等が災害時においても安全に過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者の協力を得て、防災に関して要配慮者及び観光客等に配慮した施策を策定し、体制を整備しなければならない。

3 市は、災害時には、要配慮者及び観光客等に配慮した措置を講じなければならない。

（観光客等の安全確保）

第14条 事業者は、自ら所有又は管理する施設を利用する観光客等に対し、災害に備えて、避難場所及び避難経路を示すとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害等に関する情報の提供、避難場所への誘導等を行うよう努めるものとする。

（応急対応）

第15条 市は、災害時には、市民及び事業者の協力を得て、必要に応じ、国等と連携し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 市は、災害時には、ボランティア等による被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、関係機関と連携し、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。

3 市民、事業者、ボランティア等は、災害時において相互に連携し、補完し合いながら、被災者の救難・救護、避難所の運営協力その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（復興対策）

第16条 市は、災害により重大な被害を受けたときは、市民生活の再建及びまちの復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施しなければならない。

2 市は、復興対策を行うに当たっては、市民及び事業者の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、復興対策に当たっては、市民、事業者、ボランティア等及び国等と一体となって推進するものとする。

- 4 市民及び事業者は、災害により重大な被害を受けた場合において、相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びにまちの復興に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

登別市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）に係る罹災証明書及び被災確認証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物
- (2) 非住家 住家以外の建築物

(証明書の種類)

第3条 証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書 災害により住家及び市長が適当と認めたものに被害が生じた場合において、災害対策基本法第90条の2第1項の規定に基づき、市が被害状況を調査し、当該調査によって認定した被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 被災確認証明書 災害により住家及び非住家並びにそれらに附帯する工作物及び市長が適当と認めたものに被害が生じた場合において、被害を受けた事実について、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

(交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災（被災確認）証明申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 被害状況が確認できる写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、申請時に本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、その他官公署が発行した免許証・許可証又は資格証明書等をいう。）の提示その他市長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。
- 3 第1項に規定する申請の期限は、罹災証明書については災害による被害を受けた日から起算して3か月以内、被災確認証明書については災害による被害を受けた日から起算して1年以内とする。ただし、期限を経過した後であっても、提出書類により災害による被害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(交付)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める証明書を申請者に対して、速やかに交付するものとする。

(1) 申請者が被害程度の認定を希望した場合 内閣府（防災担当）発行『災害に係る住家被害認定業務（実施体制の手引き）』に基づき必要に応じて現地調査を実施し、罹災証明書（別記様式第2号）を交付する。

(2) 申請者が被害程度の認定を希望しない場合又は住家以外の申請の場合 添付書類により内容を審査し、被災確認証明書（別記様式第3号）を交付する。

2 市長は、前項の規定により既に交付した証明書と同一の証明内容について申請があったときは、前条第1項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して証明書を交付するものとする。

（手数料）

第6条 証明書の交付に係る手数料は、登別市手数料条例（平成12年条例第3号）第5条第2項の規定により免除するものとする。

（被害認定再調査）

第7条 第5条第1項第1号の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、被害認定再調査申請書（別記様式第4号）に当該罹災証明書を添えて、市長に対して再調査を申請することができる。

（代理人）

第8条 第4条及び前条に規定する手続きは、罹災者の代理人が行うことができる。

この場合において、次に掲げる者が代理人となるときは、委任状の提出を要しない。

(1) 罹災者が個人の場合にあっては、同居の親族又は同居人

(2) 罹災者が法人の場合にあっては、当該法人の従業員

(3) その他市長が適当と認めた者

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

罹 災 (被 災 確 認) 証 明 申 請 書

年 月 日

登別市長 様

罹災(被災)者 (証明が欲しい人)	住 所	市 町 丁目 番地	
	ふりがな		世帯主の場合 ☒
	氏 名		☐
	電話番号		
申 請 者 (窓口に来た人) 罹災(被災)者 と同じ場合 ☐	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
	電話番号		
	罹災(被災)者 との関係	☐ 同居の親族 ☐ 同居人 ☐ 当該法人の従業員 ☐ その他() ※その他にあたる場合は、委任状が必要です。	
罹災(被災)年月日及び原因		年 月 日 暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・地震 その他()	
罹災(被災)場所 罹災(被災)者と同じ場合 ☐		登別市 町 丁目 番地	
罹災(被災)物件	住 家	☐ 所有兼居住 ☐ 所有のみ ☐ 居住のみ ☐ その他() 居住人員 () 世帯 () 人	
	非 住 家	☐ 車庫 ☐ 物置 ☐ その他()	
罹災(被災)の状況			
証明書の提出先		☐ 市役所 ☐ 保険会社 ☐ 金融機関 ☐ 勤務先 ☐ その他()	
必要な証明及び必要数		☐ 罹災証明書(枚) ☐ 被災確認証明書(枚)	
備 考			

下記は記入しないでください。

本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 旅券 ☐ その他()		
添 付 書 類	☐ 写真(被害状況が確認できるもの)	整理番号	

罹 災 (被 災 確 認) 証 明 申 請 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

登別市長 様

罹災(被災)者 (証明が欲しい人)	住 所	〇〇市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番地 〇		
	ふりがな	のぼりべつ たろう		世帯主の場合 ☒
	氏 名	登別 太郎		☐
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
申 請 者 (窓口に来た人)	住 所	連絡可能な電話番号		
	ふりがな	罹災者と同じ場合は ☐ をチェックで記載不要		
	氏 名			
	電話番号			
罹災(被災)者 と同じ場合 ☒	罹災(被災)者 との関係	☐ 同居の親族 ☐ 同居人 ☐ 当該法人の従業員 ☐ その他() ※その他にあたる場合は、委任状が必要です。		
罹災(被災)年月日及び原因		〇〇年〇〇月〇〇日 暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・地震 その他()		
罹災(被災)場所 罹災(被災)者と同じ場合 ☒		登別市 町 丁目 番地		
罹災(被災)物件		住 家	☒ 所有兼居住 ☐ 所有のみ ☐ 居住のみ ☐ その他()	
		住 家	居住人員 () 世帯 () 人 ☐ 車庫 ☐ 物置 ☐ その他()	
罹災(被災)の状況		罹災者と同じ場合は ☐ にチェックで記載不要 ・屋根の剥離 被災した物件と内容を具体的に記入		
証明書の提出先		☐ 市役所 ☒ 保険会社 ☐ 金融機関 ☐ 勤務先 ☐ その他()		
必要な証明及び必要数		☒ 罹災証明書(1 枚) ☐ 被災確認証明書(枚)		
備 考		罹災証明書は、住家で被害の程度の証明が必要な場合 上記以外は、原則、被災確認証明書		
本人確認書類		☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 旅券 ☐ その他()		
添 付 書 類		☐ 写真(被害状況が確認できるもの) 整理番号		

下記は職員が記入します。

別記様式第2号(第5条関係)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所		
世帯主氏名		
(証明を必要とする者)	氏名	世帯主との関係

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(浸水区分)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(住家以外の被害)	
-----------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

登別市長

印

※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

別記様式第2号(第5条関係)

(記載例)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇	
世帯主氏名	登別 太郎	
(証明を必要とする者)	氏名	世帯主との関係
	登別 花子	妻

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の豪雨による
------	-----------------

被災住家※の 所在地	登別市〇〇町〇丁目〇番地〇
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(浸水区分)	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(住家以外の被害)	土地の一部流出、車1台浸水
-----------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

登別市長

印

※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

別記様式第3号(第5条関係)

(整理番号)

被災確認証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

被災原因	
------	--

被災物件の 所在地			
被災物件	住家	☐ 所有兼居住 ☐ 所有のみ ☐ 居住のみ	
	非住家	☐ 車庫 ☐ 物置 ☐ その他()	

被災状況	
------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

登別市長

印

※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

別記様式第3号(第5条関係)

(記載例)

(整理番号)

被災確認証明書

世帯主住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
世帯主氏名	登別 太郎

被災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の豪雨による
------	-----------------

被災物件の所在地	登別市〇〇町〇丁目〇番地〇		
被災物件	住家	☒ 所有兼居住 ☐ 所有のみ ☐ 居住のみ	
	非住家	☐ 車庫 ☐ 物置 ☐ その他()	

被災状況	屋根の剥離
------	-------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

登別市長

印

※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

被 害 認 定 再 調 査 申 請 書

年 月 日

登別市長 様

申 請 者 (窓口に 来た人)	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号	
罹災者との関係		☐ 同居の親族 ☐ 同居人 ☐ 当該法人の従業員 ☐ その他() ※その他にあたる場合は、委任状が必要です。

下記のとおり再調査を申請します。

罹災者 ☐ 申請者と同じ (住所・氏名等記入不要)	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号	
再調査の対象	別紙「罹災証明書」記載の物件	
再調査の理由	☐ 外観調査に基づく判定に不服があり、立入調査に基づく判定を求めるもの ☐ 立入調査に基づく判定に不服があり、下記の箇所について再調査を求めるもの ☐ その他(理由:)	
再調査を求める箇所	☐ 外壁 ☐ 屋根 ☐ 柱 ☐ 天井 ☐ 内壁 ☐ 建具 ☐ 床 ☐ 基礎 ☐ 設備 ☐ 傾斜 その他()	
備考	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	

※被害認定再調査を提出する際は、既に交付してある「罹災証明書」を添付してください。

被害認定再調査申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 (窓口に来た人)	住 所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇	
	ふりがな	のぼりべつ はなこ	
	氏 名	登別 はなこ	押印不要
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
罹災者との関係		☒ 同居の親族 ☐ 同居人 ☐ 当該法人の従業員 ☐ その他() ※その他にあたる場合は、委任状が必要です。	

下記のとおり再調査を申請します。

 罹災者と同じ場合は
☐ をチェックで記載不要

罹災者 ☐ 申請者と同じ (住所・氏名等記入不要)	住 所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇
	ふりがな	のぼりべつ たろう
	氏 名	登別 太郎
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
再調査の対象	別紙「罹災証明書」記載の物件	
再調査の理由	☒ 外観調査に基づく判定に不服があり、立入調査に基づく判定を求めるもの ☐ 立入調査に基づく判定に不服があり、下記の箇所について再調査を求めるもの ☐ その他(理由:)	
再調査を求める箇所	☐ 外壁 ☐ 屋根 ☐ 柱 ☐ 天井 ☐ 内壁 ☐ 建具 ☐ 床 ☒ 基礎 ☐ 設備 ☐ 傾斜 その他()	
備考	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☒ 準半壊に至らない(一部損壊)	

※被害認定再調査を提出する際は、既に交付してある「罹災証明書」を添付してください。

○登別市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、登別市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員は、20 人以内とする。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務の代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、総務部総務グループにおいて処理する。

(会長への委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○登別市国民保護協議会運営規程

平成18年7月14日

国民保護協議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、登別市国民保護協議会条例（平成18年登別市条例第3号。以下「協議会条例」という。）第7条の規定に基づき、登別市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の異動報告)

第6条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第4項第1号から第7号までに掲げる委員に異動があったときは、直ちに、会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等、非公開とすることについて相当の理由があると会長が認めるときは、この限りでない。

2 会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の制限その他の必要な制限を課することができる。

(資料の公開)

第8条 協議会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの等、非公開とすることについて相当の理由があると会長が認めるものを除き、公開するものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月14日から施行する。

○登別市国民保護対策本部及び登別市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月30日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、登別市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び登別市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 登別市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 登別市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 登別市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策副本部長（以下「現地対策副本部長」という。）、国民保護現地対策本部員（以下「現地対策本部員」という。）その

他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者がこれに当たる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。
- 3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。
- 4 現地対策本部員は、現地対策本部長の命を受け、現地対策本部の事務に従事する。

(本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、登別市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。